

## 使用上の一般的注意

1. 使用を許可された場所以外には立ち入らないこと
2. 使用を許可された設備及び用具以外は使用しないこと
3. 禁煙を厳守すること（体育館だけでなく、学校敷地内も禁止）  
吸い殻を道路側溝や川、田に捨てないこと
4. 施設・設備を損傷した場合は、必ず管理人に報告すること  
基本的には使用者の責任で現状復帰すること
5. 酒気を帯びた状態で使用したり、施設内で飲酒しないこと
6. 騒音や奇声を発するなど、他人の迷惑になるような行為をしないこと
7. 使用後は必ず清掃し、整理整頓を確実にを行うこと。利用日誌をつけること。
8. ゴミは、使用者の責任で処理すること
9. 体育館のカギは地域連携施設の管理人から借りること  
使用後は施設・設備の最終点検を行い、午後9時50分までに管理人に最終確認を受け、カギを返却すること（管理人が点検中、電話番号を代行すること）
10. 必ず事前に届け出た責任者またはそれに代わる人が責任を持って使用すること
11. 利用の際は、事前に申し込んだグループだけでなく、直接、体育館に来た個人の参加も認め、多くの人が気軽にスポーツできるように努めること
12. 同行者（特に子ども）の安全には保護者及び周囲の大人が気を配り、危険行為のないように十分配慮すること。
13. 運動中の怪我は自己責任が原則である。事故の危険性は避けられないことから、継続して利用する人は出来るだけスポーツ保険への加入を推奨する

## 体育館を使用する場合の手順

1. 体育館の使用は多くの住民に利用機会を与えること、体育館の借用マナーやルールを周知徹底し、利用希望者がお互いに納得して使用するために、そして将来的にスポーツを通じた地域づくりにつなげたいことから、常盤の里づくり協議会が学校との窓口となり、利用責任を負う。実際の運営は常盤の里スポーツクラブで行う。
2. 会議は毎月、定例的に開き、日程調整や使用方法、さらには地域スポーツや健康づくり活動などの話し合いを行う。必要に応じて学校側にも出席をお願いする。
3. 利用に当たっては、必ず責任者を決め、届けること。
4. 日程調整後の利用予定日及び責任者の一覧表を作成し、事前に学校に申請する。
5. 体育館の利用は基本的には、午後7時～10時までとする。祝日・土日の日中については、学校行事がなければ利用可能な場合もある。なお、学校の都合によっては、夜間でも利用できない場合もあり得る。その場合、責任者に通知する。
6. 利用者会議の事務局は常盤の里交流センター内とする。  
継続して利用したい人には、この申し合わせ事項の周知を図るため、常盤の里スポーツクラブへの加入を勧める。

◎小中学生が、地域の大人を誇りと思えるような使い方を！